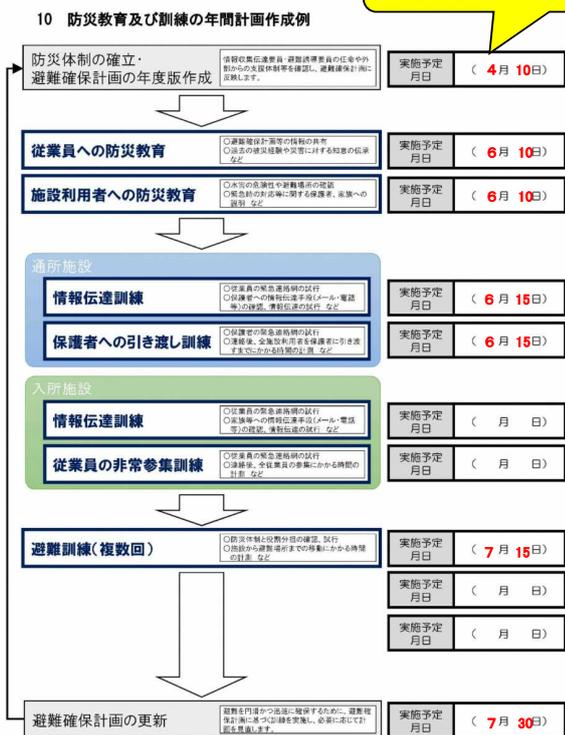


13. 【様式7】防災教育及び訓練の年間計画作成例 ▶手引き(別冊)P⑩参照

事例集なし

訓練内容を決めて
実施日を記入する



作成のポイント!

- 情報伝達訓練日を設定する。
- 避難誘導訓練日を設定する。
- 出水期までに防災教育の実施日を設定する。

訓練の例

(情報伝達訓練の例)

洪水予報、土砂災害に関する情報をファックス等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を行う訓練

(避難誘導訓練の例)

あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行う訓練

13. 【様式7】防災教育及び訓練の年間計画作成例 ▶手引き(別冊)P⑩参照

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

- 座間市では、平成27年10月4日(日)に市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しています。
- 座間市では、地震や火災を想定した防災訓練等を実施していますが、そのほかの災害を想定した訓練、特に避難行動の訓練は行われていませんでした。
- そこで、目久尻川沿いに位置する「つつじ野住宅自治会」と連携し、実際に河川の災害を想定した避難行動訓練を行いながら、避難行動の検証を行いました。

【訓練内容】

- つつじ野住宅集会場から立野台コミュニティセンターへの避難行動
- 避難経路の確認
- 要支援者の対応方法
- 移動経路上の不具合確認
- 雨天時の避難経路の状況をイメージ



開くと...

車いす、リヤカー運行訓練の様子

出典: 座間市HP
「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

風水害防災講座の様子

(参加者へ配布した講座資料と風水害ハンドブック)

出典: 座間市HP
「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

13. 【様式7】防災教育及び訓練の年間計画作成例 ▶ 手引き(別冊)P⑩参照

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

大崎市 ホーム ● 暮らし・手続き ● 市政・まちづくり ● 事業者向け ● 観光文化・花火 ● いざというとき Google カスタム 検索

ふるさとこんにちは
秋田県大崎市公式ブログ

ふるさと
こんにちは
秋田県大崎市公式ブログ

「攻め」と「守り」の防災教育(平和中学校で避難所開設訓練を実施)

Posted on 2017年7月7日 By 神岡地域の広報担当

7月2日(日)、今年も平和中学校で避難所開設訓練が行われました。「攻め」と「守り」の防災教育、この日は「守り」の体験学習です。5回目の実施となる今回も、神岡地域に全戸配布でご案内したところ、40名ほどの住民の方にご協力いただけました。



中学校と要配慮者利用施設との連携による避難訓練の様子
出典:大崎市HP

13. 【様式7】防災教育及び訓練の年間計画作成例 ▶ 手引き(別冊)P⑩参照

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

● 介護老人ホームによる風水害避難訓練



土のうの作成・積み方の訓練

エレベーター停止を想定した
利用者の避難誘導訓練

避難訓練の様子

出典:介護老人ホームネムの木スタッフブログ
(2012.8.3)

● 保育園による風水害避難訓練



遊戯室へ避難

イラストによる
避難の説明

避難訓練の様子

出典:郡山市認可保育園 笑風にここに保育園HP
(2016.7.27)



既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記
 消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の第3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追記して作成できます。

(目的)
 第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び発生後、安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。
 また、水防法第15条の第3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

②自衛水防組織の項目を追記(手引き P21~P23参照)
 自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

(自衛水防の組織と任務分担)
 第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

項目を追記

③洪水時の防災体制の項目を追記(手引き P4~7参照)
 「洪水時の防災体制」の項目を追記し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

(洪水時の活動)
 第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

注意体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
〇〇情報発表	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
〇〇警戒体制	〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、...	情報伝達係、避難誘導係、...
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、...	避難誘導係、...

項目を追記

④洪水時の避難誘導の項目を追記(手引き P17~19参照)
 「洪水時の避難誘導」の項目を追記し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

(洪水時の避難誘導)
 第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。
 (1) 避難場所・経路
 ・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
 ・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇〇の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
 (2) 避難誘導方法
 ・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
 ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

項目を追記

⑤避難の確保を図るための施設を追記(手引き P20参照)
 洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することでよい。

(洪水に備えての準備品)
 第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ラフジャケット、蛍光塗料 施設内の一路避難のための水・食料・寝具・防寒具

不足分を追記

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追記(手引き P21参照)
 従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追記する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもって代えることができる。

(洪水対策に係る教育及び訓練)
 第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練

項目を追記

◇要配慮者利用施設の浸水対策(国土交通省ホームページ)

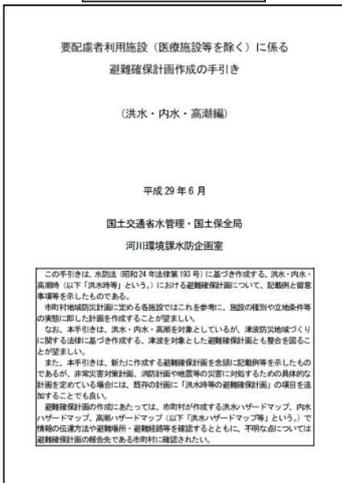
- ・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き
- ・計画作成のひな形
- ・水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル 等

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#tebiki>

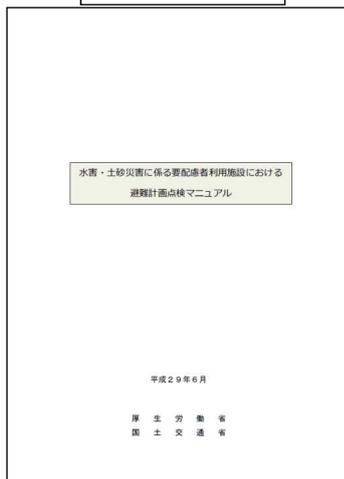
◇要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(内閣府ホームページ)

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

作成の手引き



点検マニュアル



計画作成事例集



水防法・土砂災害防止法が改正されました

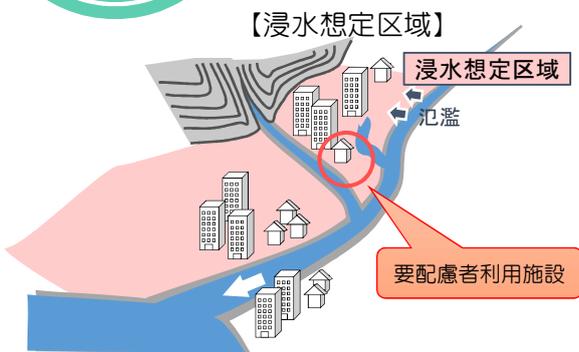
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- (社会福祉施設)
 - ・老人福祉施設
 - ・有料老人ホーム
 - ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
 - ・身体障害者社会参加支援施設
 - ・障害者支援施設
 - ・地域活動支援センター
 - ・福祉ホーム
 - ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
 - ・保護施設
 - ・児童福祉施設
 - ・障害児通所支援事業の用に供する施設
 - ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
 - ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
 - ・子育て短期支援事業の用に供する施設
 - ・一時預かり事業の用に供する施設
 - ・児童相談所
 - ・母子・父子福祉施設
 - ・母子健康包括支援センター 等
- (学校)
 - ・幼稚園
 - ・義務教育学校
 - ・特別支援学校
 - ・小学校
 - ・高等学校
 - ・高等専門学校
 - ・中学校
 - ・中等教育学校
 - ・専修学校（高等課程を置くもの） 等
- (医療施設)
 - ・病院
 - ・診療所
 - ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省 水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>